

令和 5 年 3 月 8 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和 3 年(ネ)第 101 号 国家賠償請求、安保関連法違憲国家賠償請求控訴事件

(原審 宮崎地方裁判所平成 29 年(ワ)第 125 号、同第 535 号、平成 30 年(ワ)第 468 号)

5 口頭弁論終結日 令和 4 年 12 月 14 日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らに対し、各 10 万円及びこれに対する平成 27 年 9 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

以下、略称は、本判決で定めるもののほかは、原判決のものによる。

- 1 本件は、一審原告ら 279 名が、憲法 9 条に違反する平和安全法制整備法及び国際平和支援法（本件各法律）に係る違法な閣議決定及び法律案の可決（本件各行為）により、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害され、精神的苦痛を被ったなどとして、被控訴人に対し、それぞれ、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料各 10 万円及びこれに対する本件各法律成立の日である平成 27 年 9 月 19 日から支払済みまで平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が一審原告らの請求をいずれも棄却したのに対し、一審原告らのうち 176 名がこれを不服として本件各控訴を提起した。控訴人らを除く一審原告ら

は控訴しなかったので敗訴判決が確定している。

2 (1) 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、下記(2)のとおり補正し、当審における控訴入らの補充主張を下記 3 に加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第 2 事案の概要」（以下「原判決第 2」という。）の 2 及び「第 3 争点及びこれに対する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。以下、補正して引用する原判決第 2 の 2 の前提事実を、同 2 の符号により「前提事実(1)」などという。

(2) 原判決の補正

ア 原判決 5 頁 5 行目の「本件各法律は、」の次に「集団的自衛権の行使として「存立危機事態」における自衛隊の防衛出動を容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限るなどとしてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く容認し、さらに国連の平和維持活動に参加する自衛隊の活動範囲を拡大し、平和維持活動とは異質な「国際連携平和安全活動」を追加して国連が統括しない多国籍軍の活動への参加に道を開いた上、「治安維持活動」「駆け付け警護」等の活動を加え、これらの任務遂行のため武器使用基準を緩和した。このように、本件各法律は、」を加え、16 行目の「各時代」を「核時代」と改める。

イ 原判決 10 頁 9 行目の冒頭に「控訴入らは、被控訴人に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく国家賠償請求として損害金等の支払を求めるようであるが、同条項の違法は国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背した場合に認められるから、かかる違法性判断の前提として、当該公務員の行為が控訴入らの具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要するところ、」を加える。

3 当審における控訴人らの補充主張

(1) 憲法判断回避の誤り

原判決は、憲法判断の要否について、具体的権利利益ないしその侵害があることが明確になって初めて国家賠償法上の違法性判断をするとして、具体的権利利益ないしその侵害がない場合には、およそ国家賠償法上の違法性判断の必要はないとするものと解釈できるが、なぜ、本件各法律の違憲性判断をする必要がないのかについて実質的な説明がない。原判決は、控訴人らが、原審において、本件各法律の違憲性の具体的な内容を主張立証してきたことに対し、その検討をすることさえなく、憲法判断を回避しており、判断遺脱・理由不備の違法がある。

そして、①付隨的違憲審査権を前提としても、法律上の争訟として事件性を有することから、違憲性審査をすることの障害にはならず、損害賠償を否定するには、少なくとも侵害行為の態様・程度と被害の性質・内容との相関関係による違法性判断は不可欠であり、そこでは侵害行為としての本件各法律の制定行為等の違憲性が正面から問われなければならないこと、②本件の重大性、違憲状態の程度、その及ぼす影響、事件で問題とされる権利・利益の性質等からすれば、司法として憲法判断を積極的に行う事案であることなど、本件には、本件各法律の違憲性について判断すべき理由がいくつもあり、逆に憲法判断をしなければ要件事実たる国家賠償法上の公務員の違法行為及び権利ないし利益侵害の判断ができないにもかかわらず、原判決はこれを回避し、無視し続けた。

上記①の点に関し、原判決は、具体的権利性を否定することで憲法判断を回避しているが、そもそも、被侵害利益の具体的権利性については国家賠償法1条の法文にも記載がない。事件性、法律上の争訟性は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものと定義され、付隨的違憲

審査権に関しては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争が存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるとされるが、ここにいう権利義務・法律関係の「具体性」はそれ自体として判断される要素というよりは、特定の当事者ないし特定の者に人的に帰属する争訟であることを言い換えているにすぎないと解すべきである。訴訟により守られるべき主観的利益は、明確な法的権利というまでの具体性、個別性を有することまでは要求されておらず、少なくとも、事件性、法律上の争訟性の要件の核心は、紛争の実体の法的権利性の有無や明確性ではない。

上記②の点に関し、控訴人らの権利ないし法的利益を侵害しているか否かの判断においても、本件各法律の憲法適合性判断は不可欠である。すなわち、控訴人らは、本件各行為によって、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、憲法の根本規範である平和条項が壊され、再び戦争ができる国に変質することへの怒りや失望感、戦争等に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安や恐怖、日本が加害国となることへの不安や罪悪感、人権の制限や民生の後退による自身や子孫の将来の生活に対する不安など、深刻な精神的苦痛を被ったと主張しているのである。こうした控訴人らの精神的苦痛の質と程度を判断するためには、本件各法律の内容と立法過程についての憲法判断が不可欠といわなければならない。

(2) 平和的生存権の侵害について

原判決は、憲法前文が「崇高な理想と目的」を示すものであり、権利保障規定とは解されないとするが、憲法前文が「崇高な理想と目的」を掲げていることはその理想と目的を達成するために権利性を付与することが不可欠といえるのであって、権利性を否定することは憲法の理想と目的を放棄するものであって許されない。また、憲法前文が「権利」という文言を使用していることを重く受け止めるべきであり、憲法前文は、「平和のうちに生存する権利」と規定し、「平和のうちに生存する」ことが「権利」であることを明

記しているのである。

憲法上の概念である「平和」が抽象的であったとしても、解釈によってその意味内容を確定していく必要があり、概念が抽象的であることは具体的権利性を否定する理由とはならない。本件で問題となる「平和」とは、憲法前文、憲法9条の下での「平和」であり、日本国憲法は、平和を実現するための手段として戦争や武力による威嚇または武力の行使を用いることは認めていないし、陸海空軍、核兵器を持つことで平和を実現することも認めていない。平和的生存権もこの観点から確定していかなければならないし、また、その意味内容を確定することができるるのである。原判決は「平和」を日本国憲法から離れて捉えている点で失当であり、誤りである。

原判決のように、憲法9条を国に対する制限規範であり、個々の国民に具体的な権利利益を保障したものではないと解した場合、国が憲法9条に反する行為を行ったとしても、国民は司法の場でこれを是正することができないこととなる。「平和」の捉え方は上記のとおり一義的に確定する事が可能であり、特に憲法9条の核心部分が明確であるとするのであれば、その核心部分を明らかにしていくことで、自ずと平和的生存権の具体的内容が明らかとなるものである。

したがって、平和的生存権には具体的権利性が認められる。

(3) 人格権の侵害について

ア 生命、身体及び精神に関する権利利益について

控訴人らは、人格権として生命、身体、健康へ害を受ける恐怖・不安から免れる権利・利益を有するところ、それに対する侵害の有無は、生命及び身体に対する具体的な危険が客観的に生じたか否かにより判断されるべきではない。現実に身体や生命が損なわれる被害が生じてしまったあとでは、その法的救済が事後的救済である場合、当事者にとっては無意味なものである場合が多い。本件に即していえば、自衛隊が他国との戦争等に巻

き込まれ、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったり、存立危機事態が認定され対処方針が定められたり、自衛隊に防衛出動命令が出されるという被害発生ないし被害発生が切迫した状態になった場合も同じである。通常、その段階はもはや権利利益救済が間に合わないのであって、被害が起きる危険性や蓋然性が周知され、それに対して不安や恐怖の念を持っている者において、その危険性と蓋然性について証拠をもって予見し、精神的苦痛を感じている者においては、人格権侵害が認められるべきである。

例えば、控訴人佐川嘉正は、自宅近くに新田原基地があり、本件各法律の制定以降、軍事基地利用の活発化に伴い、騒音被害も悪化したと感じて健康被害・精神的苦痛を訴え、また、将来においても同基地が軍事基地として実際に使用されることになれば、攻撃対象となることが予想されることから、自分も被害を受けるかもしれないとの恐怖感を抱いているし、控訴人宮下玲子は、東日本大震災の被災者・避難者として原子力発電所の事故等について非常に高い知識を有しており、軍事衝突が起きた時には原子力発電所が攻撃目標となりやすく、放射線被ばくなどによる健康被害を受けることに強い恐怖心を持っており、その精神的苦痛は真剣なものである。控訴人秩父淑子は自宅近くの新田原基地の航空機の爆音により幼い子が反応して自家中毒を起こした経験を有し、また、控訴人高田慎吾も戦時中の状況を父親から聞いたり、医師として、被ばくした患者と接したりした経験を有しており、それぞれの経験や知識の内容は異なるものの、その精神的苦痛は真剣なものである。

このように、控訴人らの恐怖・不安は真剣かつ真摯なものであり、これらの恐怖・不安は、日本が軍事的攻撃を受ける可能性・危険性に関する不安と、本件各法律が抱えている制度的脆弱性・危険性、つまり歯止めがないために他国の軍事行動にどこまで巻き込まれるかわからないという事柄に対するものであり、裁判所は、これらについて具体的に精査し、判断す

る必要がある。

イ 平穏な生活を送る権利利益について

平穏生活権には主観的因素が大きいことから、「内心の静謐な感情」も含まれ、戦争やテロリズムのおそれが客観的に切迫している場合でなくとも、平均人の感受性を基礎に、そのおそれを感じて平穏に生活できる状態でなくなった場合には平穏生活権の侵害があったと認めるべきである。原判決は、平穏な生活の侵害において、具体的な危険や平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められないとするが、平穏な生活の侵害の危険が現実的に差し迫った状況が要件とされるではなく、一定程度の客観的な危険、客観的な蓋然性が認められれば、平穏な生活は侵害される。本件各法律の制定により、国民が武力攻撃ないしテロリズムの対象となるなど具体的な危険が生じたことで、控訴人佐川嘉正や控訴人秩父淑子は上記アのとおりの危惧感、不安感により内心の静謐が侵害され、また、控訴人伊東千朋子は、戦時中に、徴用された民間船船長であった伯父が米軍に撃墜されて死亡した経験を有し、長年障がい児教育に携わり、子どもと教師の思想信条の自由を大切にする生き方をしてきた者であるが、本件各法律の制定により絶望感から睡眠に支障が出たことは、内心の静謐にとどまらず日常生活に支障が出ているのであって、平穏な生活を送る権利利益の侵害が認められる。

ウ 内心の静謐を害されない権利

控訴人らは、各自の生き方や各自が当然と思った生活の在り方などが害され、自分のアイデンティティー感が崩れてしまったことに心痛を感じており、これらの心痛は感情的な言葉で表現されていることが多いが、その表現の表面を見て感情にすぎないと見るのでなく、その心痛の原因を精査し、法的判断につなげていく必要がある。そして、控訴人らは、本件各法律の中で生活せざるを得ず、その影響を受けざるを得ないために、心的

苦痛の状態に置かれており、これについては人格権侵害の問題として捉えられるべきである。この点、控訴人宮下玲子は、強い宗教的信念を持ち、その信念が崩壊すると感じており、控訴人樋口のり子は、自衛官であった息子を護衛艦内のいじめ自殺で亡くし、国家賠償訴訟や「自衛官の命を守る会」の活動などを行っており、本件各法律の制定以降、それらの活動が水泡に帰したような自己瓦解感に悩んでいる。控訴人峰瑞枝は、幼い頃、戦争で家族と引き離された体験があり、その体験を背景に、将来の世代に同じことを決して繰り返さないと想いの下に、認知症の者を支援するボランティア活動などを続けてきたが、本件各法律の制定により、その生き方が無駄になってしまったのではないかという心痛を感じているし、控訴人田中美己子は、被爆者であり、被爆者の会の活動をしてきたが、本件各法律の制定により、自分の活動が無駄になってしまったという深い心痛を抱えている。

エ 加害者になりたくない者の人格権

本件各法律によって、日本が自国の正当防衛上やむを得ない措置を超えて、攻撃的戦闘への軍事支援をすることが許容されたため、日本が軍事上の加害行為又は後方支援を行ったとき、日本国民は、主権者及び納税者として、間接的に加担せざるを得ない状況となるが、そのような状況について忌避することを望んだとしても、忌避し得ないことから生じる精神的苦痛について、加害者になりたくない者の人格権侵害として捉えるべきである。この点、控訴人樋口のり子は、自衛隊は加害に自ら手を染めることはなく、自国民を守ることに徹し、強い規律の中で活動していることに強い誇りを感じていたが、本件各法律の制定により、積極的な加害行為に加担せざるを得なくなり、これまでの自己の活動との矛盾などから強い精神的苦痛を訴えており、控訴人秩父淑子は、軍人であった知人が苦しむ様子を見て、加害者になった側がどれほど心の傷で苦しむことになるのかを目の

当たりにしてきたことから、加害者として自らが巻き込まれることについて強い忌避感を抱き、精神的苦痛を訴えている。控訴人永野欣子は、満州引き上げ体験という生命身体への危険と隣り合わせの過酷な経験をしたことから、日本が加害者になることは二度とないという国の方針を信頼してきた者であるが、本件各法律の制定により、その信頼が崩れ、加害者になりたくないという思いから強い精神的苦痛を訴えている。

オ 主権者としてないがしろにされる権利について

主権者としてないがしろにされる権利は、憲法改正・決定権と全く同じものではなく、より個人の尊厳や人格と関連性の深い内容を持つ権利・利益である。

控訴人らは、主権者として、憲法制定権を享有するものであり、憲法改正に際しても、国民投票に参加し得る地位を有する。今般の本件各法律の制定に係る行為（本件各行為）は、集団的自衛権の行使が憲法に反するとの、まさに確定していた憲法解釈を変更し、違憲であるとの多くの声を無視したものであった。そのため、内閣及び国会の本件各行為は、本来、憲法改正手続によってしか行えないものであり、本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪うものであった。主権者としての立場は絶対であり、国家権力によって最大限尊重されるべきものである。そして、それは個人の尊厳から導かれる個々人の人格上の諸利益・幸福追求の前提であり、これと密接不可分の関係にある。これを無視され、愚弄され、ないがしろにされたことにより受けた被害は、国家賠償法上、救済を要求できる人格権であり、内閣及び国会の本件各行為が主権者としてないがしろにされない権利を侵害することは明らかである。

(4) 憲法改正・決定権の侵害について

原判決は、法令等には解釈の余地があり、一定の時点で確立していた解釈であっても、社会情勢等の変化を受けて変容していくこともあり得るところ

であり、憲法もその例外ではないとして、法令解釈の一般論と憲法解釈を同一視しているが、これは憲法解釈が容易に、かつ無限定に変容していくことを是認しようとするものである。日本国憲法が掲げる平和主義は、憲法の根本原則であり、普遍的価値であるところ、集団的自衛権の容認が、平和主義の意味内容を大きく変容させることは明らかである。憲法改正についても限界があり、憲法の解釈によって憲法の根本原則や普遍的価値を変更することは不可能であって、法令解釈の一般論と憲法解釈を全く同列に扱った原判決は、その基本的スタンスにおいて既に間違っている。

憲法96条は、憲法改正手続を定めただけでなく、國のあり方を最終的に決める権力は國民にあるという國民主権の下で、憲法改正を行う場合には、國会で発議された改正案の可否につき主権者である國民に憲法改正手続に参加する権利を保障し、最終的に國民投票で自らの意思決定をする権利を保障しており、國民に対し、実質的に憲法改正・決定権を保障したところに重要な意味がある。

今回問題となった集団的自衛権行使の容認は、実質的にみて憲法改正に等しい憲法解釈変更が行われた場合であり、憲法改正なくしては合憲的・合法的に行い得ないものであったから、憲法改正手続をとらなければならなかつたにもかかわらず、政府・國会がこれを回避・潜脱して、発議をせずに本件各法律の制定を強行した結果、控訴人ら國民の憲法改正・決定権が侵害されたのである。

本件各行為により、控訴人らは、憲法が踏みにじられ実質的に変えられ、日本が戦争をする國に変えられてしまったのに、憲法改正手続は行われず、自分は何らの意思表示、國民投票の機会も与えられなかつたことによつて、もう何も信じられないという怒り、憤り、絶望感、悲壮感に苛まれ、強度のストレスに苦しめられたのである。これら控訴人らの苦しみは「抽象的な主権の侵害」ではなく、集団的自衛権の行使を容認するためには憲法改正手続

が必要であったのに、同手続をとらずに、平和憲法を実質的に変えられてしまつたことについて、自分たちは主権者であるのに関わる機会を一切奪われたという怒り、憤りである。これは自らの憲法改正・決定権が具体的に侵害されたことによるものであるから、具体的な権利侵害であり、法的に救済されるべき精神的苦痛に他ならない。

仮に、憲法改正決定権が憲法上の権利として認められないとしても、法の制度、法が定めた手続に対する信頼を裏切られたことに対する人格権として、憲法改正に関する期待権が認められる。本件において、控訴人らは、法の定める手続を経ることなく、憲法の実質的内容が改変されることはないと信頼しており、この信頼は法的にみて正当な信頼であるから、この信頼を裏切られたことについては、期待権が侵害されたということができる。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 本件各行為によって控訴人らの平和的生存権が侵害されたか

控訴人らは、平和的生存権とは、戦争、軍備及び戦争準備によって破壊されたり、侵害又は抑制されたりすることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であって、憲法前文、9条及び13条をはじめとする憲法第3章の諸条項が相重なって保障する基本的人権の基底的権利であり、自由権的、社会権的ないし参政権的な側面を有する複合的な権利であるとした上で、平和的生存権は憲法違反の国の行為により、それが具体化するという相關的関係にある以上、それが侵害された場合に裁判所に対して保護・救済を求め、法的強制措置の発動を請求し得るという意味において裁判規範性を備えたものであるから、国家賠償法による保護の対象となる具体的な権利利益である旨主張する。

憲法は、前文において、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（2項3文）と宣言し、9条において、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄した上、戦力を保持せず、国の交戦権を認めないことを規定するとともに、第3章において、基本的人権の保障について詳細に規定している。このように、憲法が平和主義及び基本的人権の保障を根本的理念としていることは明らかであり、各人の基本的人権が保障されるためには平和であることが基礎となることからすると、平和のうちに生存していくことと各人の基本的人権が保障されることとは密接に関連しているものということができる。

しかし、憲法前文は、抽象的な原理の宣言にとどまるから、憲法第3章の基本的人権の保障の規定その他の憲法本文の各規定を解釈する際の指針として斟酌はあるとしても、具体的な人権その他の権利利益を保障するものではなく、当該規定を直接の根拠として裁判所に救済を求める事のできる法規範としての性格まで有すると解することはできない。憲法前文の「平和のうちに生存する権利」についても、そこでいう平和とは理念ないし目的としての抽象的概念である上に、平和的生存権の主体、内容等についても不明瞭であつて、基本的人権の基底にある理念としての重要な権利であるということはできるとしても、裁判で争うことのできる具体的な法的権利性を認めることは困難である。

また、憲法9条は、国家の統治機構ないし統治活動についての定めであり、国の行為自体を制限する規範であって、個々の国民に具体的な権利利益を保障したものではない。

さらに、平和的生存権の具体的な内容が不明瞭であることからすると、憲法第3章の各条項を根拠として平和的生存権が具体的な権利利益として保障されると解することもできないし、憲法前文、9条及び13条を含む第3章の各条項

を総合的に考慮しても、この判断は左右されない。

したがって、控訴人らの主張する平和的生存権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益といえない。

控訴人らは、憲法違反の国の行為により、平和的生存権が具体化する旨主張するが、以上に述べたところにより、採用できない。

3 本件各行為によって控訴人らの人格権が侵害されたか

(1) 生命、身体及び精神に関する権利利益について

控訴人らは、本件各行為により、客観的な事実として戦争やテロリズムの危険が格段に高まり、具体的かつ現実的な脅威と不安を抱かされ、各人の人格に本質的なものである生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害された旨主張する。本件各法律により、「存立危機事態」における自衛隊の防衛出動が認められ、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、弾薬の提供並びに戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含む「後方支援活動」及び諸外国の軍隊等に対する「協力支援活動」を行うことができるようになり、国際連合の統括の下で行われるものではない国際連携平和安全活動への参加が許容され、「治安維持活動」「駆け付け警護」も認められ、自衛官が自己等の生命等を防護するためだけではなく治安維持活動に係る業務を妨害する行為を排除するためにも武器を使用することができるようになったこと（前提事実(2)）を踏まえ、控訴人ら各自の体験、知識、信念等に基づいて、本件各行為により、控訴人らが、その心情において、その主張に係る戦争やテロリズムの危険等について不安等を抱くこと自体は理解できないものではない。しかし、本件各行為は立法行為及び閣議決定であり、そのことによって直ちに控訴人らの生命、身体の安全等に危険をもたらす行為には該当しないし、本件各法律の施行から6年以上が経過した当審における口頭弁論終結時において、本件各法律により、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテ

ロリズムの対象となったとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認められない。

したがって、本件各行為により、控訴人らの生命、身体の安全等に対する具体的な危険が客観的に生じたとは認められないから、控訴人らの生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。

(2) 平穏な生活を送る権利利益について

控訴人らは、平穏な生活を送る権利利益は、自らの人生を自律的に設計し、送っていくことを核心とし、平穏な生活を成り立たせる複数の要素を包摂しているが、人間が身体及び精神的な統一体として生存している以上、その核心は、物理的な平穏及び精神的な平穏を要素としており、この核心は、具体的な権利利益であるとした上で、本件各法律により、控訴人らは、他国の戦争のために動員され、武力の行使等に加担させられる立場に置かれ、自分や家族が戦争やテロリズムに巻き込まれる危険が高まり、戦争やテロリズムに対する恐怖や不安を感じるとともに、他国の市民を攻撃・殺傷する加害者にもなりかねないことに対する苦痛を抱くことを余儀なくされ、平穏な生活を送る権利利益としての人格権を侵害された旨主張する。

もとより、人が社会生活において他者から内心の平穏を害される精神的苦痛を受けた場合、社会通念上、受忍すべき限度を超えるものについては人格的利益として法的な保護の対象（客体）となる場合があることは否定できない。これを本件について見るに、代表民主制のもとでは、各人の思想・信条と異なる立法がされることはあることは想定され得る事態であって、控訴人らの主張する不安、苦痛等は、本件各法律の制定により、これと思想・信条を異にする者に生じ得る一般的、抽象的なものにとどまるというべきであり、社会通念上、受忍すべきであると解するのが相当である。

仮に、控訴人らの主張する平穏な生活を送る権利が、具体的な権利利益として国家賠償法上の法的保護の対象となり得ると解したとしても、本件各法

5 律により、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となつたとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認められないことは、上記(1)のとおりである。また、都道府県知事は、存立危機事態において、防衛出動を命じられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、防衛大臣等の要請により、病院、診療所等の施設を管理し、土地等を使用し、物資を収用し、特に上記必要があると認めるとときは、医師等に対して一定の業務に従事することを命ずることができる(自衛隊法103条)など、本件各法律により、存立危機事態に際して防衛出動を命じられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、國民に一定の負担を求めることがあるが、これまで、存立危機事態に際して自衛隊が防衛出動を命じられた事実が認められないのはもとより、存立危機事態に至ったと判断された事実も認められない。

10

したがって、本件各行為により、控訴人らの平穏な生活を送る権利利益としての人格権が侵害されたということはできない。

15 (3) 主権者としてないがしろにされない権利利益について

控訴人らは、本件各法律は、本来は憲法改正手続を経なければ制定することができないのに、既に解釈として確立した集団的自衛権の行使は許されないという憲法規範の意味内容を根本から変更した上、違憲であるとの多くの意見を無視して制定されたことにより、主権者としての自尊心を大きく傷つけられ、主権者として尊重される確証などないのではないかという疑惑や不安を抱かざるを得なくなり、主権者としてないがしろにされない権利利益としての人格権を侵害された旨主張する。

20

しかし、控訴人らの主張する主権者としてないがしろにされない権利は、憲法改正・決定権と同義であると解されるところ、下記4で説示するとおり、控訴人らの主張する主権者としてないがしろにされない権利利益は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできない。

25

4 本件各行為によって控訴人らの憲法改正・決定権が侵害されたか

控訴人らは、国民主権原理（憲法前文、1条）の下、主権者である国民には、具体的な憲法改正課題が生じた際にその是非を決定するだけでなく、国民の代表である国会議員を通じ、又は自ら表現の自由その他の権利行使して国民投票運動等を行うことにより、その課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する憲法改正・決定権が、憲法96条及び99条並びに憲法96条を具体的なものとした憲法改正手続法を実定法上の根拠として保障されており、控訴人らは、憲法尊重擁護義務に違反するとともに憲法改正手続を潜脱した本件各行為により、具体的権利として顕在化した憲法改正・決定権を侵害された旨主張する。

憲法は、国民主権原理を採用しており（前文、1条）、この原理に基づいて、憲法96条1項は、憲法の改正は、国会がこれを発議し、国民に提案した上、特別の国民投票等における過半数の賛成による承認を経なければならない旨を定め、憲法改正手続法は、この特別の国民投票等の手続等を定めるなど、個々の国民には憲法の改正が発議された際にこの特別の国民投票等に参加する権利が保障されている。また、主権者である国民は、国民投票に際して、国会により発議された具体的な憲法改正課題の是非を決定するだけでなく、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の憲法の保障する国民の自由と権利その他の権利行使して国民投票運動等を行うことにより、その課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利を有する（日本国憲法の改正手続に関する法律100条）などとされている。

しかし、このような国民の憲法改正に関する権利は、憲法改正についての国会の発議の存在が前提となっており、特定の問題についての憲法改正の発議を待たずに国民に何らかの具体的な権利を保障していると認めることは困難である。そして、控訴人らが主張するように、憲法改正手続を潜脱した立法行為等により、具体的権利として顕在化した憲法改正・決定権を侵害されたとして、

国家賠償請求を行うことを認めるることは、具体的な権利利益の侵害の有無を離れて、自らの憲法解釈に基づいて、当該立法行為等により成立した法令が違憲であり、憲法改正手続を欠いていると主張して訴訟を提起することを許容することにつながり、憲法 81 条がいわゆる付隨的違憲審査制を採用していること（最高裁昭和 27 年（マ）第 23 号同年 10 月 8 日大法廷判決・民集 6 卷 9 号 783 頁参照）に反するといわざるを得ない。また、本件各法律は、あくまでも法律の制定・改正という形をとっており、仮に本件各法律が憲法に違反するということになれば、本件各法律は違憲であり、その適用が排除されることになるから、本件各法律の制定をもって、憲法の実質的な改正に当たるということもできない。

したがって、控訴人らの主張する憲法改正・決定権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできない。

5 当審における控訴人らの補充主張について

（1）憲法判断回避の誤りについて

控訴人らは、上記第 2 の 3 (1) のとおり、①原判決は、具体的権利利益ないしその侵害がない場合には、およそ国家賠償法上の違法性判断の必要はないとするものと解釈できるが、なぜ、本件各法律の違憲性判断をする必要がないのかについて実質的な説明がなく判断遺脱・理由不備の違法がある、②原判決は、付隨的違憲審査権について、具体的権利性を否定することで憲法判断を回避しているが、そもそも、被侵害利益の具体的権利性は国家賠償法 1 条の法文にも記載がなく、事件性、法律上の争訟性は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものと定義され、ここにいう権利義務・法律関係の「具体性」はそれ自体として判断される要素というよりは、特定の当事者ないし特定の者に人的に帰属する争訟であることを言い換えているにすぎないと解すべきであり、訴訟により守られるべき主観的利益

は、明確な法的権利というまでの具体性、個別性を有することまでは要求されておらず、少なくとも、事件性、法律上の争訟性の要件の核心は、紛争の実体の法的権利性の有無や明確性ではない、③控訴人らは、本件各行為によって、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、憲法の根本規範である平和条項が壊され、再び戦争ができる国に変質することへの怒りや失望感、戦争等に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安や恐怖、日本が加害国となることへの不安や罪悪感、人権の制限や民生の後退による自身や子孫の将来の生活に対する不安など、深刻な精神的苦痛を被ったと主張しているのであり、こうした控訴人らの精神的苦痛の質と程度を判断するためには、本件各法律の内容と立法過程についての憲法判断が不可欠といわなければならないなどと主張する。

しかし、司法とは具体的な権利義務に関する争い、または一定の法律関係の存否に関する争いを前提とし、それに法令を適用して紛争を解決する作用であり、違憲審査権はその作用に付随するものとして憲法の「第六章司法」の章に定められた憲法81条に明記されたと解されるから、わが国においてはいわゆる付隨的違憲審査制が採用されているということができる（前掲最高裁昭和27年10月8日大法廷判決参照）。したがって、権利義務・法律関係の「具体性」は、特定の当事者ないし特定の者に人的に帰属する争訟であることを言い換えているにすぎず、訴訟により守られるべき主観的利益は、明確な法的権利というまでの具体性、個別性を有することまでは要求していない旨の控訴人らの上記主張は採用できない。そして、当事者が侵害されたと主張する権利利益が民法の不法行為法上の法的利益（侵害の客体）となり得ない場合又は当該法的利益の侵害の具体的危険性が認められない場合、その余の点について判断するまでもなく、不法行為請求は認められないことになるところ、この理は不法行為法の特別法である国家賠償法に基づく損害賠償請求についても当てはまるから、上記の場合においては、本件各法律の違

憲性について判断を要しない。このことは控訴人らの主張するように当該請求において主張される精神的苦痛の質・程度によって左右されない。

したがって、控訴人らの上記主張は理由がない。

(2) 平和的生存権の侵害について

控訴人らは、上記第2の3(2)のとおり、平和的生存権が侵害された旨主張するが、上記第3の2で説示したとおり、控訴人らの主張する平和的生存権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益とはいえないから、理由がない。

(3) 人格権の侵害について

ア 生命、身体及び精神に関する権利利益について

控訴人らは、上記第2の3(3)アのとおり、控訴人らは人格権として生命、身体、健康へ害を受ける恐怖・不安から免れる権利・利益を有するところ、現実に身体や生命が損なわれる被害が生じてしまったあとでは、その法的救済が事後的救済である場合は無意味である場合が多く、それに対する侵害の有無は、生命及び身体に対する具体的な危険が客観的に生じたか否かにより判断されるべきではないとし、本件に即していえば、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれ、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったり、存立危機事態が認定され対処方針が定められたり、自衛隊に防衛出動命令が出されるという被害発生なし被害発生が切迫した状態になった場合も同じであり、通常、その段階はもはや権利利益救済が間に合わないのであって、被害が起きる危険性や蓋然性が周知され、それに対して不安や恐怖の念を持っている者において、その危険性と蓋然性について証拠をもって予見し、精神的苦痛を感じている者においては、人格権侵害が認められるべきであるなどと主張し、甲B16及び184号証（志田陽子作成の意見書）並びに当審証人志田陽子の証言中にはこれに沿う部分がある。また、控訴人らは、控訴人佐川嘉正や同宮下玲子、同秩父淑子、同高田慎

吾の例を揚げて、各自の経験や知識等に基づいて、本件各法律により受け
る各自の精神的苦痛は真剣なものであって、控訴人らの恐怖・不安は、日
本が軍事的攻撃を受ける可能性・危険性に関する恐怖・不安と、本件各法
律が抱えている制度的脆弱性・危険性、つまり歯止めがないために他国の
軍事行動にどこまで巻き込まれるかわからないという事柄に対する恐怖・
不安である旨主張する。そして、甲D19及び111号証（控訴人佐川嘉
正作成の陳述書）、甲D24及び109号証（控訴人宮下玲子作成の陳述
書）、甲D11及び103号証（控訴人秩父淑子作成の陳述書）、甲D3
5及び113号証（控訴人高田慎吾作成の陳述書）並びに原審における控
訴人佐川嘉正、同宮下玲子及び同秩父淑子各本人尋問の結果によれば、こ
れらの控訴人らが、各自の体験、知識、信条等に基づいて、本件各法律の
制定により、日本が軍事的攻撃を受けることや他国の軍事行動に巻き込ま
れることに対して不安感や危機感を抱いていることが認められる。

しかし、国家賠償法1条1項の請求が認められるためには、被害の発生
ないし被害発生の現実的危険性について客観的な裏付けを要するものと解
されるから、被害が起きる危険性や蓋然性に対する不安や恐怖の念を予見
する基礎となる証拠についても、当該被害の発生ないし被害発生の具体的
危険性を客観的に裏付けるに足りるものであることを要する。しかるに、
上記第3の3(1)で説示したとおり、本件各法律が施行されてから6年以
上が経過した当審の口頭弁論終結時において、本件各法律により、自衛隊
が他国との戦争等に巻き込まれるなどして、国民が武力攻撃やテロリズム
の対象となったとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認め
られないから、控訴人らの上記主張によても、控訴人らが人格権として
生命、身体、精神に関する権利利益が侵害されたと認めるることはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は理由がない。

イ 平穏な生活を送る権利利益について



控訴人らは、上記第2の3(3)イのとおり、平穏生活権には主観的因素が大きいことから、「内心の静謐な感情」も含まれ、戦争やテロリズムのおそれが客観的に切迫している場合でなくとも、平均人の感受性を基礎に、そのおそれを感じて平穏に生活できる状態でなくなった場合には平穏生活権の侵害があったと認めるべきである、本件各法律の制定により、国民が武力攻撃ないしテロリズムの対象となるなど具体的危険が生じたことにより、平穏な生活を送る権利利益の侵害が認められるなどと主張する。

しかし、上記第3の3(2)で説示したとおり、本件各行為により、控訴人らの主張する平穏な生活を送る権利利益としての人格権が侵害されたということはできないから、控訴人らの上記主張は理由がない。

10.

ウ 内心の静謐を害されない権利及び加害者になりたくない者的人格権について

15

控訴人らは、上記第2の3(3)ウ及びエのとおり、控訴人らは、本件各法律の中で生活せざるを得ず、その影響を受けざるを得ないため、各自の生き方や各自が当然と思った生活の在り方が害され、自分のアイデンティティー感が崩れてしまったことに心痛を感じる状態に置かれており、これについては内心の静謐を害されない権利として、人格権侵害の問題として捉えるべきであるし、本件各法律によって、日本が自国の正当防衛上やむを得ない措置を超えて、攻撃的戦闘への軍事支援をすることが許容されたため、日本が軍事上の加害行為又は後方支援を行ったとき、日本国民は、主権者及び納税者として、間接的に加担せざるを得ない状況となるが、そのような状況について忌避することを望んだとしても、忌避し得ないところから生じる精神的苦痛について、加害者になりたくない者的人格権侵害として捉えるべきである旨主張する。

20

しかし、上記第3の3(2)で説示したとおり、控訴人らの主張する心痛や精神的苦痛は、本件各法律の制定により、これと思想・信条を異にする

25

者に生じ得る一般的、抽象的な不安感にとどまるというべきであり、社会通念上、受容すべきであると解されるから、控訴人らの主張する内心の静謐を害されない権利及び加害者になりたくない者的人格権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益とは認められない。

エ　主権者としてないがしろにされない権利利益について

控訴人らは、上記第2の3(3)オのとおり、控訴人らは、主権者としてないがしろにされない権利利益が侵害された旨主張するが、上記第3の3(3)で説示したとおり、理由がない。

(4) 憲法改正・決定権の侵害について

控訴人らは、上記第2の3(4)のとおり、今回問題となった集団的自衛権行使の容認は、実質的にみて憲法改正に等しい憲法解釈変更が行われた場合であり、憲法改正なくしては合憲的・合法的に行い得ないにもかかわらず、政府・国会がこれを回避・潜脱して、発議をせずに本件各法律の制定を強行した結果、控訴人ら国民の憲法改正・決定権が侵害された、本件各行為により、控訴人らは、憲法が踏みにじられ実質的に変えられ、日本が戦争をする国に変えられてしまったのに、憲法改正手続は行われず、自分は何らの意思表示、国民投票の機会も与えられなかつたことによって、もう何も信じられないという怒り、憤り、絶望感、悲壮感に苛まれ、強度のストレスに苦しめられたのであり、これら控訴人らの苦しみは自分たちは主権者であるのに関わる機会を一切奪われたという怒り、憤りであつて、自らの憲法改正・決定権が具体的に侵害されたことによるものであるから、具体的権利侵害であり、法的に救済されるべき精神的苦痛に他ならないなどと主張する。

しかし、上記第3の4で説示したとおり、控訴人らの主張する憲法改正・決定権は、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできず、控訴人らの上記主張によてもこの判断は左右されない。

控訴人らは、仮に、憲法改正・決定権が憲法上の権利として認められない

としても、法の制度、法が定めた手続に対する信頼を裏切られたことに対する人格権として、憲法改正に関わる期待権が認められ、控訴人らは、同期待権を侵害された旨主張するが、控訴人らの主張する制度、手続に対する信頼はそれ自体としては法的保護の対象となる具体的権利であると認めることは困難であるから、理由がない。
5

第4 結論

よって、上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

10

裁判長裁判官

高 橋 亮 介

15

裁判官

石 山 仁 朗

20

裁判官

新 城 博 士

(別 紙)

当 事 者 目 錄

宮崎県東諸県郡国富町大字塚原 365番地26

控 訴 人 飯 尾 博

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 5043番地8

控 訴 人 飯 干 富 生

宮崎県えびの市大字上江 1141番地4

控 訴 人 池 田 孝 一

宮崎県都城市一万城町 44号4番地1

控 訴 人 池 山 弘 德

宮崎市東大宮 2丁目 30番地7号

控 訴 人 伊 地 知 孝

宮崎市東大宮 2丁目 30番地7号

控 訴 人 伊 地 知 真 知 子

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 1321番地1

旧姓 井手

控 訴 人 前 田 円

宮崎市清武町加納甲 3004番地69

控 訴 人 出 光 美 智 子

宮崎市吉村町平塚甲 1906-15

控 訴 人 伊 東 千 朋 子

宮崎市出来島町 53-4

控 訴 人 稲 田 勤

宮崎市生目台東 1丁目 6番地8

控 訴 人 岩 切 達 哉

5

10

15

20

25

宮崎市下北方町平田 903-17 ダイアパレス神宮の杜壱号館 307 号

控訴人 上野 满

宮崎市大字芳士 799 番地 anyone 103 号

控訴人 臼崎 哲治

宮崎市吉村町中原甲 2720-9

控訴人 内村 浩三

宮崎県都城市早水町 3934

控訴人 大久保 貴司

宮崎県日南市南郷町中村乙 5648-38

控訴人 大石 智一

宮崎県延岡市北小路 9 番地 1 コーポラス 5 番館 405 号

控訴人 尾方 周子

宮崎市丸山 2 丁目 272

控訴人 鬼塚 玲子

宮崎市大塚台東 1 丁目 28-8

控訴人 甲斐 嗣朗

宮崎県日向市大字財光寺 6527-40

控訴人 甲斐 誠二

宮崎市学園木花台南 3 丁目 10-6

控訴人 海保 寛

宮崎市鶴島 3 丁目 159 県営住宅 1 棟 105

控訴人 勝目 順子

宮崎市大橋 1 丁目 186

控訴人 辛島 むつみ

宮崎市吉村町前田甲 1206-2

控訴人 河野 充

5

10

15

20

25

宮崎市永楽町116-15

控訴人川畠匡

宮崎市阿波岐原町青木1730番地

控訴人菊池嘉継

宮崎県都城市一万城町50号1番地

控訴人清武隆司

宮崎県都城市下長飯町657

控訴人久保照義

宮崎市佐土原町下那珂4750-151

控訴人人工藤邦雄

宮崎県延岡市川島町951-11

控訴人久嶺良修

宮崎市平和が丘西町4の6

控訴人串間弘康

宮崎市佐土原町下那珂1932番地1カーサプリートA棟202号

控訴人久保田早紀

宮崎市大工1丁目2番8号

控訴人栗林和代

宮崎市清武町加納甲3004番地67

控訴人黒木公子

宮崎市南花ヶ島町304番地5

控訴人黒木利忠

宮崎市大字瓜生野267-1

控訴人興梠雅洋

宮崎市老松1丁目4番35号611号

控訴人小玉かおる

25

宮崎市北川内町下釣崎 5541

控訴人児玉節男

宮崎市田代町261の6

控訴人後藤辰郎

宮崎市阿波岐原町前浜 4276-995

控訴人後藤泰樹

宮崎市熊野 553

控訴人小林亞衣

宮崎市村角町吉十 2868番地1

控訴人小牟田ユミ子

宮崎県西都市大字三宅 4629-2

控訴人佐川梢

宮崎県西都市大字三宅 4629-2

控訴人佐川嘉正

宮崎県児湯郡川南町大字川南 23231番地

控訴人佐藤誠

宮崎県日南市北郷町郷之原乙 2017-1

控訴人實政壽次

宮崎市大字恒久 4532番地3

控訴人去川笙子

宮崎市下北方町横小路 5928-54

控訴人澤田初枝

宮崎市月見ヶ丘 5丁目 18-1

控訴人塩田幸代

宮崎市江南 2丁目 22-2

控訴人敷田幸信

5

10

15

20

25

宮崎県延岡市本小路205-20

控訴人柴田志摩子

宮崎市月見ヶ丘2-9-2

控訴人清水忠雄

宮崎県都城市志比田町5200番地12

控訴人新村初代

宮崎市江平東2丁目3の45

控訴人寿山義昭

宮崎市大塚台東1丁目12番2号

控訴人高見勝義

宮崎県都城市都原町7234番地2メゾンド都原205号室

控訴人高木美和

宮崎市小松台東1丁目12-13

控訴人高田慎吾

宮崎市大字細江1214番地1

控訴人竹野広幸

宮崎県都城市上長飯町11号8番地

控訴人田崎博道

宮崎県日南市戸高2-3-5

控訴人田中芙己子

宮崎市大字糸原341-2

控訴人田原敏安

宮崎市花ヶ島町水町1847-8

控訴人津久江清一

宮崎市大字瓜生野3083-2

控訴人津守信弘

5

10

15

20

25

宮崎市大坪東2丁目13番18号

控訴人鶴内敏之

宮崎市船塚3-193

控訴人鳥井修一

宮崎市塩路638-1

控訴人長田寛

宮崎県延岡市昭和町2丁目40番地1

控訴人永田收

宮崎市大塚台西3丁目3番2号

控訴人中別府暎治

宮崎市古城町南田6552番地48

控訴人中山義行

宮崎市田野町乙7740-1

控訴人長崎良子

宮崎市錦町6番3号サーパスティイ宮崎駅前816号

控訴人永島良平

宮崎市千草町7-12

控訴人長住和哉

宮崎市大字島之内7427

控訴人長友純子

宮崎市大字熊野9902-3

控訴人永野寛

宮崎市大字熊野9902-3

控訴人永野欣子

宮崎市本郷南方4931-95

控訴人新名照幸

5

10

15

20

25

宮崎県児湯郡木城町大字石河内424番地

控訴人西村礼子

宮崎県日向市亀崎東3丁目16

控訴人野地一行

宮崎市薰る坂1-16-2

控訴人野崎眞公

宮崎市薰る坂2-4-8

控訴人野中善政

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2664番地

控訴人則松和恵

宮崎県都城市若葉町34号8番地

控訴人萩原静夫

宮崎市阿波岐原町前浜4276-1007

控訴人橋坂アヤ子

宮崎県延岡市塩浜町1丁目1534-15

控訴人早瀬昭男

宮崎市柳丸町41コアマンション柳丸704

控訴人樋口のり子

宮崎市松橋2丁目2-10

控訴人日高脩

宮崎県児湯郡木城町大字椎木1047の1

控訴人日野原義文

宮崎市波島2-6-9

控訴人火宮和樹

宮崎市高千穂通2丁目4番19号サーパス高千穂通1503号

控訴人日吉繁雄

宮崎市希望ヶ丘4丁目3-9

控訴人平野公孝

宮崎市希望ヶ丘4丁目3-9

控訴人平野千恵子

宮崎県日向市迎洋園2-121

控訴人福田鐵文

宮崎市小松台北町35番地4

控訴人藤田元義

宮崎市大字郡司分甲5227-34

控訴人藤原宏志

宮崎市大字恒久1327番地10

控訴人堀田孝一

宮崎県東臼杵郡門川町南町2丁目43

控訴人本田宏

宮崎県日向市曾根町1丁目64番地

控訴人前川吉晴

宮崎市川原町1-32-802

控訴人前田裕司

宮崎市月見ヶ丘4丁目23-11-1

控訴人前屋敷恵美

宮崎市薰る坂1丁目11番5号

控訴人牧村進

宮崎市阿波岐原町前浜4276番地755

控訴人松浦正臣

宮崎県日南市星倉3丁目7番地4

控訴人松村秀利

宮崎県小林市堤 2954番地 20

控訴人 松元 朝則

宮崎市大字恒久 1307-1 緒方コーポ 105

控訴人 松本 隆

宮崎市佐土原町上田島 3959

控訴人 松羅智枝

宮崎県都城市早水町 3513-11

控訴人 三木 貴史

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 2586-9

控訴人 水元 正満

宮崎県都城市甲斐元町 25-9

控訴人 满行潤一

宮崎市東大宮 4丁目 5番 3号

控訴人 峰瑞枝

宮崎県延岡市西階町 1丁目 4447番地 3

控訴人 峰田知恵子

宮崎市大塚台西 3丁目 51-30

控訴人 宮下玲子

宮崎市東大宮 2丁目 18-15

控訴人 宮嶋京子

宮崎市郡司分丙 9551-1

控訴人 宮田香子

宮崎市和知川原 1丁目 14番地 サーパス 和知川原マンション 309

控訴人 宮原宣子

宮崎市大塚台西 1丁目 24-6

控訴人 村岡弘應

宮崎県延岡市野地町2丁目3916-4

控訴人森良彦

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣940-4

控訴人森崎志津子

宮崎県都城市鷹尾1丁目27-9-32

控訴人森重政名

宮崎市熊野443

控訴人矢野みつ子

宮崎県都城市早水町22号2番地

控訴人山之内則道

宮崎市大島町北ノ原1016番地11

控訴人山崎章治

宮崎市柳丸町107番地エイルヴィラリベルシティ柳丸605号

控訴人山下賢兒

宮崎市小松台東1丁目2-4

控訴人山下朋子

宮崎市平和が丘東町8-8

控訴人山根伸一

宮崎市大字熊野10962番地2

控訴人湯淺純子

宮崎市太田3丁目2番25号

控訴人吉原幸夫

宮崎市佐土原町上田島1224番地3

控訴人吉村亜希

宮崎市佐土原町上田島1224番地3

控訴人吉村恵一

宮崎市大島町立野 1478-3

控訴人 米澤正則

宮崎県都城市乙房町 270 番地 1

控訴人 来住一

宮崎県都城市乙房町 270 番地 1

控訴人 来住信子

宮崎市大塚町地蔵田 4651 番地 県営住宅 2 棟 413 号

控訴人 若山治憲

宮崎市東大宮 2-27-46

控訴人 上田優美子

宮崎県小林市野尻町紙屋 1981-3

控訴人 大迫雄大

宮崎市学園木花台北 2 丁目 6-1

控訴人 小川和憲

宮崎市花山手西 1 丁目 25-6

控訴人 尾崎有吉

宮崎市大字島之内 7677-14

控訴人 黒木えり子

宮崎市南方町垣下 466

控訴人 佐々木正行

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸 3778

控訴人 佐藤マリ子

宮崎市大字恒久 1209 番地 ポルタ日向 102-1-B 号

控訴人 白江好友

宮崎市佐土原町上田島 1143-21

控訴人 瀬口知壽子

宮崎市佐土原町上田島 1143-21
控訴人瀬口黎生

宮崎市佐土原町東上那珂 18373番地3
控訴人秩父正満

宮崎市佐土原町東上那珂 18373番地3
控訴人秩父淑子

宮崎県えびの市大字浦 1142
控訴人中原広幸

宮崎市島之内 7660-1
控訴人西山恭子

宮崎市島之内 7660-1
控訴人西山伸二

宮崎市京塚1丁目5-2ポレスター南宮崎ザ・マークス 203号
控訴人仁田脇弘文

宮崎市清武町木原 503-27
控訴人橋口寛

宮崎市清武町木原 503-27
控訴人橋口幽美

宮崎市平和が丘東町 8-1
控訴人藤原慶子

宮崎市生目台東 3-15-2
控訴人古川壽美

宮崎市月見ヶ丘2丁目 39-10
控訴人宮原リリ

宮崎市淀川1丁目 2-9 フラワーマンション江南 501号
控訴人森美砂子

宮崎市江南1丁目13番1号

控訴人 山崎 明

宮崎市清武町加納乙302-4

控訴人 山田 千穂

宮崎市神宮1丁目192 ヴェルデ神宮参道1102号

控訴人 柚木崎 瞳夫

宮崎県都城市栄町9号2番地サンネクシオ都城レジデンス301号

控訴人 吉井 千周

宮崎市末広1丁目2-3 シャトーモリオカ812

控訴人 芥川 仁

宮崎市波島2丁目26番15号 布施方

控訴人 上原 公子

宮崎市城ヶ崎2丁目1番地6 プレッソ城ヶ崎壱番館401号

控訴人 宇都 仁恵

宮崎市月見ヶ丘5丁目1-3

控訴人 小川 正子

宮崎県小林市真方564番地2

控訴人 久保田 政見

宮崎市大塚台西2丁目20-11

控訴人 久保野 郁美

宮崎市新別府町菌田142-4

控訴人 黒岩 雄二

宮崎市月見ヶ丘5丁目35番1号

控訴人 塩田 充恵

宮崎市月見ヶ丘5丁目18-1

控訴人 塩田 幸恵

宮崎市東大宮1丁目2-24

控訴人田崎佳子

宮崎市東大宮1丁目2-24

控訴人田崎哲史

宮崎市清武町池田台8-10

控訴人埴上隆

宮崎市大坪東3丁目15-8

控訴人遠田辰芳

宮崎市吉村町江田原甲216の8

控訴人馬場園孝次

宮崎市希望ヶ丘2丁目1-2

控訴人福島四郎

宮崎市平和が丘北町10-3

控訴人御手洗実

宮崎市恒久2丁目16-2

控訴人森富貴子

宮崎市桜ヶ丘町19-8

控訴人山崎キヌ子

上記176名訴訟代理人弁護士後藤好成太郎

申藤伸幸子

工藤伸幸子

松田博充毅子

久見正幸子

成田見純一

成見暁子

成谷口

5

10

15

20

25

樹 雄 宏 弘 二 卓 寛 薫 子 文 志 利 潤 子 介 太 一 司哉人 健史子亮

津

元 多 俊 一 隆 良 祥 良 孝 公 優 陽 健 秀 裕 吉 直

須 島 森 合 田 田 戸 村 丸 田 林 田 岡 地 原 田

奈 中 年 成 西 山 織 大 金 增 小 松 橘 松 塩 江 山

前 久 武 保 谷

國

藤 本 保 村

雅 幸

控訴人前田裕司を除く控訴人ら訴訟代理人弁護士

20

控訴人ら訴訟復代理人弁護士

25

被 控 訴 人
同 代 表 者 法 務 大 臣
同 指 定 代 理 人

子 寛 豊 隆 源 明 茜 平 誠 德 史 子 雄 志 里 幸 武 澄 子 聖 明 也 義 一 郎 史

尚 俊 喜 翔 康 聰 惠 靖 広 香 泰 真 範 陽 拓 大 雄 健 貴

美

保

太

江 重 藤 木 木 玉 村 野 脇 村 水 山 上 谷 木 田 口 見 嶋 藤 村 橋 原 田 木 西
久

平 米 進 鈴 高 児 松 小 岩 高 清 平 井 鍋 佐 林 田 蓮 高 安 北 古 菅 織 鈴 川

朗 介 介 介 実 宏 匡 也

航 陽 陽 洋 夏 六 宏 雄

田 木 田 田 本 原 藤

森 鈴 辻 永 柳 松 藤 加

以上

こ れ は 正 本 で あ る。

令和5年3月8日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 瀬 尾 沙 貴

